

ハイライト:

- ・平成18年の法人税制改正を解説します。
- ・新会社法への既存有限会社の対応方法を解説します。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成18年度税制改正	1
新会社法への対応	2

梅雨に入り、紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。

第26号では、18年度税制改正の内、役員給与の損金不算入制度の導入、交際費等の損金不算入制度の改正、そして会社法に関して解説しました。

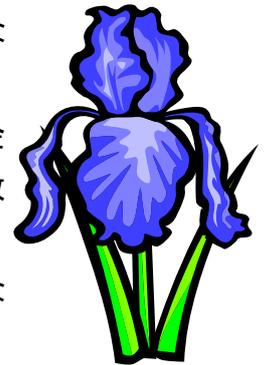
内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦

中村友理香



平成18年度税制改正に関して

平成18年度は法人税制に関して大きな改正が行われました。その中でも話題となっている項目3つに関して取り上げて解説致します。

☆交際費等の損金不算入制度の改正

従来飲食に関しては、会議に伴うものでない場合、目安として1人約3,000円位までが、損金に落とすことができる限度の費用と考えられていました。これが改正後、交際費等の範囲から1人5,000円以下の飲食費が一定の要件のもと除外されることになりました。適用は平成18年4月1日以降開始する事業年度からです(社内の者のみの飲み食いはこの対象外ですのでご注意ください)。この一定の要件とは

- その飲食のあった年月日
- その飲食等に参加した取引先の氏名または名称及びその関係
- その飲食等に参加した者の数
- その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- その他参考となるべき事項

を記載した書類を保存していることが必要とされます。

領収書や伝票に上記項目をもれなく記載しておけば要件を満たすことになると思われませんが、申告時期に損金不算入となる交際費の金額を元帳から拾い出すのは困難ですので、除外することができる取引については、別途、表などで管理しておく方がよいでしょう。以下参考例です。

年月日	飲食参加相手の氏名等	左記との関係	人数	飲食店名	所在地	金額	伝票NO

除外対象となる飲食費には、社内の者のみの飲食費は含まれないので、たとえ1人5,000円以下であっても対象になりません。また、対象となる飲食費の1人あたり単価が5,000円を超えた場合には、超えた金額のみが損金不算入対象となるのではなく、**その全額が損益不算入対象交際費**となりますので注意が必要です。なおこの5,000円基準は会社の大小にかかわらず全てに適用となります。

☆役員給与の損金不算入

事前届け出をした場合、役員に対する臨時的な給与(=賞与)が損金算入されることになりました。この届出期限は、職務執行開始の日か、会計期間開始の日から3ヵ月を経過する日のいずれか早い日とされています。従来から役員への賞与を従業員の賞与支給日にあわせて支払っていた会社に関しては、この届出制度を利用すると節税になるといえます。ただし届け出た金額よりも多く支払った場合には、オーバーした金額だけでなく支払った金額全額が損金不算入となりますし、届け出た金額よりも少なく支払った場合でも、その支給額は損金不算入扱いになると考えられますので、年間支払金額・支払時期がきっちり決まっていなくて導入は難しいといえるでしょう。届出事項は①支給者氏名・役職名②支給時期及び支給金額③支給時期金額を定めた日及び定めを行った機関 です。

上記の他、**一定の利益連動方式の役員給与の損金算入**も認められるようになりました。この制度の対象は、非同族会社の業務執行役員であり、有価証券報告書に記載された利益に関する指標を基礎とした客観的な方法であることが要件とされます。したがって上場会社のような大規模企業のみが適用可能となります。

☆役員給与の損金不算入

業務主宰役員(会社の支配権を握っている者)と関連者の持株割合が90%以上で、常務に従事する役員が過半数を超える場合には、**業務主宰役員給与の給与所得控除額は法人所得の計算上損金不算入となります。**ただし当期前3事業年度における基準所得金額が年800万円以下であるか、もしくは800万円超3,000万円以下かつ業務主宰役員平均給与額が基準所得の半分以下であれば適用除外となります。

例: A氏85%保有(常務の取締役)、A氏妻10%保有(常務の取締役)、B氏5%保有、基準所得金額>3,000万円の場合、(A氏+妻)の保有割合>90%、(A氏+妻)で常務役員過半数の割合のため、A氏の給与所得控除額を加算して法人の課税所得を求めることとなります。



会社法施行後の対応は！

新会社法が5月1日より施行となっています。既存の有限会社は何か対応が必要なのでしょうか？ 対応パターンとしては以下の2つが考えられます。

①現状を維持。特例有限会社として存続します。

②株式会社へ組織変更することにより、実質的にも株式会社になります。

①を選択した場合、基本的に何もなくてOKです。ただし、会社法施行後は基本的に定款自治(=定款で定めることにより各種の選択が可能となること)となりますので、一度これを機会に定款の見直しをされることをおすすめします。

②を選択された場合には、商号を変更し、有限会社の解散と株式会社の設立登記を同時に行います。

特例有限会社のメリットとしては①決算公告義務がない②役員に任期がない=変更登記しなくてすむ③名称はそのままなので、名刺や看板など変更の必要なし ということがあります。これから将来は有限会社を設立することはできませんので組織変更をお考えの場合にはよくご検討・ご相談ください。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。